

第6条関係

維持管理に関する誓約書

私は、合併処理浄化槽設置後の維持管理について、浄化槽法を遵守し、下記の事項を適正に実施することを誓います。

記

1 法定検査（7条及び11条）の受検

- ・浄化槽の保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽が正常に維持されているか、放流水の水質が基準を満たしているかなどを確認するための検査です。
- ・長野県知事の指定検査機関である公益社団法人長野県浄化槽協会に依頼し実施してください。
 - 「設置後の水質検査（7条検査）」・・・浄化槽を使い始めて3～8ヶ月後に行う検査（設置後1回のみ）
 - 「定期検査（11条検査）」・・・毎年1回の定期検査

2 保守点検の実施（10条）

- ・浄化槽の点検・修理・補修など、浄化槽を正常に機能させるための作業です。
- ・保守点検は、浄化槽の種類ごとに定められた回数を行ってください。
- ・長野県知事の登録を受けた保守点検業者に依頼し実施してください。

3 清掃の実施（法10条）

- ・浄化槽内にたまった汚泥、油膜等を除去し、破損状況の確認や清掃を行う作業です。
- ・清掃は年1回以上行う必要があります。
- ・富士見町の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼し実施してください。

年 月 日

富士見町長 様

住所

氏名